

## 公益社団法人松戸青年会議所 庶務規程

### 第1章 総則

#### (目的)

第1条 本規程は、公益社団法人松戸青年会議所会議所の事務局、会計経理、慶弔及び旅費等に関する事項を規定する。

### 第2章 事務局

#### (事務局長)

第2条 事務局長は、運営に関する規程第22条第4項の定めるところにより、理事長が任命した理事がこれにあたり、事務局の統轄及び管理をする。

#### (文書類の提出)

第3条 正会員は、定款に規定する文書を作成したときは、速やかに事務局に提出しなければならない。

2. 事務局長は、前項の書類を受領したときは、これを事務局に備え置かなければならない。

#### (文書類の保存)

第4条 事務局長は、事業年度ごとに、次の分類に従って文書類を整理し、保存しなければならない。

- |                                 |       |
|---------------------------------|-------|
| (1) この法人の定款並びに諸規程               | 永年保存  |
| (2) 総会及び理事会の議事録                 | 永年保存  |
| (3) この法人内部の文書類                  | 5年間保存 |
| (4) 公益社団法人日本青年会議所その他の青年会議所関係の文書 | 1年間保存 |
| (5) この法人の会報書類                   | 1年間保存 |
| (6) 事務局日誌                       | 3年間保存 |
| (7) 受発信簿                        | 1年間保存 |
| (8) 前各号に属さない書類                  | 1年間保存 |

2. 事務局長は、前項に定めた保存期間を経過した文書類であっても、なお保存を要すると認められるものについては、これを保存しなければならない。

#### (備品台帳)

第5条 事務局長は、備品台帳を作成し、その出入りを記載してこれを整備し、備品を完全に保管しなければならない。

### 第3章 会計処理

#### (諸帳簿)

第6条 この法人の会計に用いる諸帳簿類は、次のとおりとする。

- (1) 総勘定元帳、現金預金出納帳、会費徴収簿
- (2) 貸借対照表、収支決算書、事業報告書、財産目録、監査報告書等
- (3) 入金伝票、出金伝票、振替伝票

(会計処理)

第7条 金銭の出納は、会計を担当すべき理事が責任をもって管理し、次の証憑を揃えて起票し、期日順に整理する。

- (1) 収入については、発行した領収証控
- (2) 支出については、受領証
- (3) 領収証を受領することができないときは、その理由を記載した支払証明書をもって領収証に代えることができる。

(金銭保管)

第8条 出納は努めて銀行の普通預金及び当座預金口座をもって処理し、預金口座は理事長名義として理事長印を使用するものとする。

(予算の執行)

第9条 予算の執行は、各委員会が所定の支払請求書に押印のうえ、各副理事長の承認をもって会計を担当すべき理事が支払うものとする。

2. 予算の執行にあたっては、計画を綿密に策定し、冗費を省き、効果的に運用するように努めなければならない。
3. 各委員会の委員長は、単位事業が完了したときは、速やかに計算書、証憑及び関係書類を揃え、責任の所在を明確にし、会計を担当すべき理事の調査及び監事による監査を経て理事長に提出しなければならない。

(決算の準備)

第10条 会計を担当すべき理事は、決算にあたり、前払費用未収金及び未払金等を整理し、仮払勘定はそれぞれの担当科目に振り替え、関係帳簿を照合して整理し、銀行預金残高証明等の証拠書類を整えなければならない。

(会計帳簿の保存)

第11条 会計帳簿類は、次の区分に従って保存しなければならない。

- (1) 決算書類 永久保存
  - (2) その他の会計書類 5年間保存
2. 前項の場合において、第4条第2項の規定を準用する。

## 第4章 慶弔

(慶弔慰金等)

第12条 会員の慶弔に際しては、次の基準により慶弔慰金又は記念品を贈る。

- (1) 会員の結婚 金10,000円
- (2) 会員の死亡 金20,000円

(3) 会員の長期（30日以上）の入院にわたる傷病	金 10,000円
(4) 会員の出産	金 10,000円
(5) 会員の配偶者の出産	金 5,000円
(6) 会員の配偶者の死亡並びに一親等の血族の死亡	金 10,000円
(7) 会員本人及び会員の配偶者、並びに一親等の血族の死亡	原則 花輪
(8) この法人のOB 会員の死亡	金 5,000円
(9) この法人のOB 会員の配偶者並びに一親等の血族の死亡	金 5,000円
(10) この法人のOB 会員の死亡	原則 花輪

2. 前項各号に掲げる場合のほか、理事会の決定により、前項各号の基準に準じて慶弔慰金又は記念品を贈ることができる。

## 第5章 旅費

(事務局員の出張)

第13条 会員が、この法人を代表して出張を行う場合、理事会の決議により旅費を支給できる。